

再資源化預託金等の取戻し申請書(記入例)

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 宛
申請日：西暦 2010年 4月 1日

再資源化預託金等の取戻し申請書 記入例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
法第七十八条に基づき再資源化預託金等の取戻しについて下記の通り申請致します。

1) 申請者

① 氏名 東京商事株式会社 東京都港区
② 住所 東京都港区芝大門 〇-〇-〇
③ 電話番号 03-1111-1234

※1 輸入事業者の場合は、番号または個人名をご記入下さい。(※7参照)
※2 法人の場合は、必ず社印の捺印をお願いします。
※3 郵便番号・建名までご記入下さい。 ※4 電話番号は、携帯電話も可。

2) 車両情報

車台番号/輸出打付番号	A A A 1 1 1 - 0 1 1 0 1 1 1
リサイクル券番号	1 1 1 1 - 1 1 1 1 - 1 1 1 1
再資源化預託金等の額 (③を除く)	① シュレッダーダスト料金 ¥10,000 ② エアパケット料金 ¥3,000 ③ フロン料金 ¥2,100 ④ 情報管理料金 ¥230 合計額 (①+②+③+④) ¥15,330

※5 各料金額に記入ミスがある場合、申請書を送返させていただきます。

3) 受取口座

<金融機関の場合> ※口座番号は必ずお印でご記入下さい。

金融機関名	〇〇〇 銀行・信用金庫 信用組合 △△△ 本邦 支店
銀行コード	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
支店コード	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
預金種目	普通・当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7
申請者印	東京商事株式会社

<ゆうちょ銀行の場合>

⑤ 通帳記号

※6 通帳のフリガナ欄を確認の上、漢字、半角点、記号も1文字とし、ご記入願います。
※7 金融機関口座は国内に在るもの限り、口座名義人と申請者が同一名義人であることが必要です。
注 2台以上まとめて申請される場合も、全ての申請書に受取口座を必ずご記入下さい。

<お問合せ先> 自動車リサイクルシステム 輸出返還事務センター
TEL 0570-064-860 9:00-17:00 (土日・祝日除く)
<申請書の送付先> 〒143-0001 東京都大田区東海 1-3-6 AMB大田 DC6 階 S プラスカーゴサービス内
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 輸出返還申請書受付係

- ① 必ず申請者印を押印下さい。
※法人の場合は必ず社印を押印ください。
- ② 申請書類の内容について確認を行う場合がありますので、必ず記入してください。
- ③ リサイクル券番号やリサイクル料金額が不明な場合は、「自動車リサイクルシステムトップページ・自動車ユーザー向け、[リサイクル料金検索]」にて確認してください。
<http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html>
- ④ および⑤ フリガナの記入を必ずお願いいたします。
濁点、半濁点、記号も1文字とします。申請者名と受取口座名義人は同一であることが返還申請の条件となります。

【お願い】

申請書類は、すべてA4サイズでお願いします。
A4サイズの用紙に複数枚分の印刷(2in1/Nin1印刷)は行わないでください。
ホチキス止めは不要です。

【必要書類と申請方法】 ※一般申請とパソコン申請では、申請書フォームが異なります。

(1)「再資源化預託金等の取戻し申請書」

- ✓ 一般申請書の必要項目が全て記載されている。
- ✓ 一般申請書の申請者と口座名義人が一致している。

(2)「輸出抹消仮登録証明書」または「輸出予定届出証明書」の写し

- ✓ 所有者名と申請者名が同一である。異なる場合には委任状がある。

(3)「輸出許可通知書」の写し

- ✓ 申請車台番号が記載された書類がある。
- ✓ 構成する枚数が全て揃っている。

例：一連の書類として確認のできる輸出許可自動車情報または INVOICE がある。

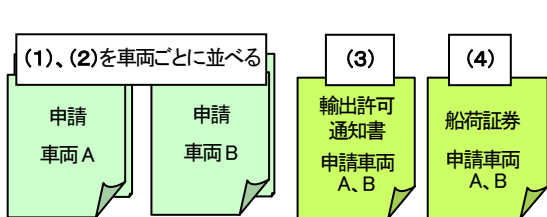
(4)「船荷証券等※」の写し ※B/L または Sea Waybill

- ✓ 申請車台番号の記載がある、もしくは添付書類に車台番号の記載がある。

例：船荷証券番号等が記載され一連の書類として確認のできる ATTACHED SHEET や PACKING LIST がある。

【申請時のお願い】 ※送付時の書類添付漏れを防止するものですので、ご協力をお願いいたします。

—「輸出許可通知書」「船荷証券等」に複数の申請車両が記載されている場合—



申請車両A、Bが共に同じ輸出許可通知書および船荷証券に記載されている場合は、車台ごとに(1)、(2)を揃え、書類の後ろに共通書類(3)、(4)を並べてください。

- (1) 再資源化預託金等の取戻し申請書(車両ごと)
- (2) 輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出証明書の写し(車両ごと)
- (3) 輸出許可通知書の写し(一通)
- (4) 船荷証券等の写し(一通)

【返還申請に関するお問合せ】 自動車リサイクルシステム輸出返還事務センター

お問合せ先：TEL 0570-064-860 受付時間：9:00-17:00(土日・祝日除く)

書類送付先：〒143-0001 東京都大田区東海 1-3-6 AMB大田 DC6 階 S プラスカーゴサービス内

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 輸出返還申請書受付係

再資源化預託金等の取戻し申請

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

法第七十八条に基づき再資源化預託金等の取戻しについて下記の通り申請致します。

1) 申請者

※1 氏名又は名称 (屋号)		※2 印
担当者名		
※3 住所	〒	
※4 電話番号		

※1 個人事業主の場合は、屋号または個人名をご記入下さい。（※7参照）

※2 必ず捺印をお願いします。

※3 郵便番号・建屋名までご記入下さい。 ※4 電話番号は、携帯電話も可。

2) 車両情報

車台番号／職権打刻番号				
リサイクル券番号		—		—
再資源化預託金等の額 (資金管理料金除く) ※5	①シュレッダーダスト料金			
	②エアバック類料金			
	③フロン類料金			
	④情報管理料金			
	合計額 (①+②+③+④)			

※5 各料金額に記入モレがある場合、申請書を返送させていただきます。

3) 受取口座

<金融機関の場合>

※口座番号は必ず右づめでご記入下さい。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合			本店 支店
銀行コード		支店コード		
預金種目	普通・当座	口座番号		
※6 フリガナ				
※7 口座名義				

<ゆうちょ銀行の場合>

通帳記号		通帳番号	
※6 フリガナ			
※7 口座名義			

※6 通帳のフリガナ欄を確認の上、濁点、半濁点、記号も1文字とし、ご記入願います。

※7 金融機関口座は国内に在るものに限り、口座名義人と申請者が同一名義人である必要があります。

注： 2台以上まとめて申請される場合も、全ての申請書に受取口座を必ずご記入下さい。

<お問合せ先> 自動車リサイクルシステム 輸出返還事務センター
TEL：0570-064-860 9:00～17:00（土日・祝日除く）

<申請書の送付先> 〒143-0001 東京都大田区東海 1-3-6 AMB 大田 DC6階 S プラスカーゴサービス内
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 輸出返還申請書受付係